

発議第1号

地方議会におけるデジタル化促進のための特定財源創設を求める意見書案

地方議会におけるデジタル化促進のための特定財源創設を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官、デジタル大臣及びデジタル田園都市国家構想担当大臣宛て提出するものとする。

令和5年3月16日提出

提出者 和歌山市議会議員

中谷謙二

中尾友紀

中村朝人

山本忠相

芝本和己

## 地方議会におけるデジタル化促進のための特定財源創設を求める意見書案

去る令和4年12月21日に開催された第33次地方制度調査会の第3回総会において、「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」が取りまとめられ、12月28日に岸田総理大臣に提出された。

この答申では、議会について、地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会の在り方を議論するといった役割を果たしていくためには、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要であるとし、そのための具体的な対応方策の一つに「議会のデジタル化」を挙げ、議会へのオンラインによる出席について検討するとともに、議会におけるデジタル技術の活用を進めていくためには、技術的・財政的な課題があるため、国や議長の全国的連合組織において必要な支援を行い、デジタル化の取組を促すべきであると提言されている。

それを受け、令和5年2月7日、総務省から、表決に関係しない団体の事務全般について執行機関の見解をただす趣旨での「質問」については、出席が困難な事情により議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で「質問」することは差し支えないといった通知がなされる等、議会のデジタル化について国の見解が示された。

これにより、本市議会においても、今後、デジタル化に向け、ソフト面として、条例や会議規則等について、必要に応じて改正等の措置を講ずるところであるが、一方、ハード面の環境整備には、一定の財源確保が必要であり、国の指針に基づく必要な経費であるにもかかわらず、予算編成権は首長にあるところから、自由な予算化もままならない状況にある。

以上のことから、真に住民に開かれた議会を実現していくためにも地方議会のデジタル化に特化した補助金等、特定財源の創設について、強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。